ICT活用工事(付帯構造物設置工)実施要領

(趣 旨)

第1条 今後、生産年齢人口の減少が予想される中、建設現場における生産性 向上は避けられない課題となっている。企業の経営環境を改善し、建設現場 に携わる人の賃金水準の向上を図るとともに、安全性の確保を推進していく 必要がある。

そこで、埼玉県県土整備部発注工事において、情報通信技術(ICT)の全面的な活用の推進を実施するものである。

この要領は、埼玉県県土整備部が発注する建設工事において、「付帯構造物設置工におけるICTの全面的な活用」(以下、「ICT活用工事(付帯構造物設置工)」という。)を実施するために必要な事項を定めたものである。

(対象とする工事)

- 第2条 ICT活用工事(付帯構造物設置工)はICT土工及びICT舗装工の関連工事として実施するものとし、次の工種を含む全ての発注工事を対象とする。
 - コンクリートブロック工
 - 緑化ブロック工
 - 石積(張)工
 - 側溝工
 - ・管渠工
 - ・暗渠工
 - •緣石工
 - ・基礎工
 - ・コンクリート被覆工
 - 護岸付属物工

(ICT活用工事(付帯構造物設置工))

第3条 ICT活用工事(付帯構造物設置工)とは、以下に示す施工プロセスの段階においてICTを活用する工事とする。

【施工プロセスの各段階】

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、次の1) \sim 8) から選択(複数選択可)して測量を行う。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量もできるものとする。

なお、ICT土工等の起工測量データ等を活用することができるものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量
- ②3次元設計データ作成

発注図書や①で計測した測量データを用いて、3次元出来形管理を行う ための3次元設計データを作成する。

なお、3次元設計データはTIN形式での作成は必須としない。

③ I C T建設機械による施工 該当なし。(従来工法による施工とする)

- ④3次元出来形管理等の施工管理
 - (1) 出来形管理
 - ③により施工された工事完成物について、次の1) ~ 8) から選択(複数選択可)して、出来形管理を行う。
 - 1) 空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理
 - 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 3)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
 - 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
 - 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
 - 8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 なお、発注者との協議の上で他の計測技術による出来形管理を行っても 良い。
 - (2) 出来形管理基準および規格値 現行の基準および規格値を用いる。
- ⑤3次元データの納品
 - ④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

(施工範囲)

第4条 具体的な工事内容および対象範囲は発注者と協議するものとする。な

お、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

(発注方式)

第5条 ICT活用工事(付帯構造物設置工)は単独での発注は行わない。 なお、受注者からの希望により実施するものとする。

(工事費の積算)

- 第6条 発注に当たっての積算は、ICTによらない従来の積算基準によるものとする。
- 2 受注者は、ICT活用工事(付帯構造物設置工)の実施を希望する場合、 契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行うものとする。
- 3 発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、受注者は、ICT 活用工事(付帯構造物設置工)を実施することができるものとする。
- 4 発注者は、ICT活用工事(付帯構造物設置工)の実施を指示した場合、 積算要領*のICTに対応した積算基準に基づき設計変更するものとする。 ※国土交通省 HP「要領関係等(ICTの全面的な活用)」に記載の最新の積算要領を 準用する。

[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html]

(基 準)

第7条 ICT活用工事(付帯構造物設置工)の実施にあたっては、国土交通 省が定めた要領及び基準を準用するものとする。準用する要領及び基準につ いては、別途定める。

(工事完成図書の納品)

- **第8条** 工事完成図書の納品にあたっては、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づくもののほか、次のとおりとする。
 - ① 電子成果品のフォルダ構成については、電子媒体のルート直下に「ICON」フォルダを置く。
 - ② 「ICON」フォルダには、ICT活用工事(付帯構造物設置工)に係る電子データファイルを関連する要領及び基準等に従い格納する。

(ICT機器類及び貸与品)

- **第9条** 第3条の施工のために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、 事前に発注者と協議するものとする。
- 2 発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するものとする。また、ICT活用工事(付

帯構造物設置工)を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成 した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(調査への協力)

第10条 発注者がICT活用工事(付帯構造物設置工)に係るアンケート調査 を実施する場合は、受注者は発注者に協力するものとする。

附則

- この要領は、令和3年 2月22日から施行する。 附 則
- この要領は、令和6年 2月 1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和6年 7月 1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和6年10月 1日から施行する。